

提案条例説明資料

(議会提出分)

令和2年3月
浜田市議会定例会議

提案条例説明資料

提案者 議会運営委員会

1	議案番号	発議第1号
2	題名	浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
3	目的・理由	浜田市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長の議員報酬の区分を新たに設けるため、所要の改正を行うものです。
4	概要	1 議員報酬の月額改正（第2条関係） (1) 議長 45万円（据置き） (2) 副議長 38万円（据置き） (3) 委員長 35万円 → 36万5,000円（1万5,000円増） (4) 副委員長 35万円 → 35万7,500円（7,500円増） (5) 議員 35万円（据置き） 2 その他規定の整理
5	施行期日等	令和2年4月1日
6	備考	同一議員には、重複して議員報酬を支給しない。